

令和3年（2021年）8月

延滞資料点数の推移について（報告）

資料の返却期限をお守りいただくため、令和3年（2021年）1月5日から貸出ルールの一部を変更しました。

変更前）・返却期限を7日以上過ぎると新たな借出や予約ができなくなります。

・1日でも延滞すると、延長手続きはできません。

変更後）・返却期限を1日でも過ぎると新たな借出や予約ができなくなります。

・ただし、予約がなければ当初返却日から2週間延長手続きができます。

このルールの変更により延滞状況がどの程度変化したか報告いたします。

【報告】

令和2年（2020年）7月9日時点

貸出点数 110,982 点のうち、13.14%にあたる 14,589 点の延滞資料がありました。

延滞資料 14,589 点のうち、44.47%にあたる 6,489 点が1～7日の延滞でした。

令和3年（2021年）6月9日時点

貸出点数 90,545 点のうち、10.82%にあたる 9,803 点の延滞資料がありました。

延滞資料 9,803 点のうち、25.87%にあたる 2,537 点が1～7日の延滞でした。

【考察】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休館や利用制限により、貸出点数については、両時点において大きな差がありますが、貸出点数に占める延滞資料の割合は13.14%→10.82%に減っています。

そのうち、延滞日数が1～7日の延滞資料の割合は44.47%→25.87%に大きく減少しています。

返却日が過ぎても、次に予約がなければ延長手続きができるようになったことで、延滞状態が解消され、利用者の利便性にもつながったものと考えられます。

【図書館からのお願い】

資料の返却が遅れますと、予約でお待ちの方に迷惑がかかります。

予約がない場合には延長手続きができますので、どうぞご利用ください。